

✦ 成田市社会福祉協議会への寄附金が税額控除制度の対象となります。

成田市社会福祉協議会は、成田市より【税額控除対象法人】の証明を受けました。  
平成25年7月24日以降の寄附金は、所得税の税額控除の対象となります。

(平成25年7月23日以前の寄附金は、所得税の所得控除のみ対象となります。)  
また、社会福祉協議会会員会費も一定額以上が税額控除の対象となります。

### ～いずれか有利な方を選択することができます～

① 所得控除を選択した場合

その年に支払った  
特定寄附金の合計額 — 2,000円 を年間所得から控除

高所得で税率が高い  
人ほど減税効果大

② 税額控除を選択した場合

その年に支払った  
特定寄附金の合計額 — 2,000円 ] × 40%を所得税額から控除

税額から直接差し引くため  
小口寄附にも減税効果大

※ただし、控除が受けられる特定寄附金の合計額は、その年の総所得金額等の40%相当額が限度です。また、税額控除額は、その年分の所得税額の25%が限度です。

※平成25年7月24日以降の当協議会への寄附金は、多くの場合、所得控除より税額控除の適用を受ける方が、所得税額が少なくなります。制度の詳細は税務署にてお尋ねください。

✦ 控除を受けるための手続きとして確定申告が必要です。

本会の発行した「領収証」及び「税額控除に係る証明書」の写しを添付してください。  
「税額控除に係る証明書」の写しはHPよりダウンロードできます。